

【オーストリア】憲法裁判所及び最高行政裁判所に関する憲法改正並びに関連法等の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2024 年 7 月、オーストリアにおいて、閣僚や議員等に対し、辞職から憲法裁判所裁判官への任命までの間に一定の時間的な間隔を設ける憲法改正や関連法の改正等が行われた。

1 憲法改正の経緯

(1) 背景

2020 年 1 月に成立したクルツ（Sebastian Kurz）政権は、その政策プログラムの最初の項目である「国家、社会及び透明性」において、国家機関の行為の基礎である憲法を新たな環境に適合させ、人権保障、法治主義が将来においても良好に機能するように改正する方針を示した¹。そうした方針を具体化する憲法改正項目の一つとして、憲法裁判所の裁判官又は補欠裁判官²の任命に関し、大臣経験者に「クーリングオフ期間（Cooling-off-Phase）」を設けることが挙げられた。「クーリングオフ期間」の設定とは、大臣職を辞した後、一定期間を経なければ裁判官又は補欠裁判官に任命することができないようにするというものである。

この改正方針の背景には、2018 年に憲法裁判所裁判官に任命されたブランドシュテッター（Wolfgang Brandstetter）氏に関連して生じた問題がある。同氏は、2013 年に司法大臣に任命され、2017 年 5 月から 12 月までは副首相を兼任した国民党の政治家であった。このため、憲法裁判所における事案において、不公正性（Befangenheit）を理由に、自らが司法大臣として制定に携わった法律等の審理に同氏が参加しない事例が度々見られた。このように、憲法裁判への参加に支障がある裁判官の任命が問題とされ、制度改正の必要性が認識されるようになった。

従来から、憲法裁判所裁判官については、政治的な独立性の観点から、兼職禁止等の資格制限があり、連邦政府、州政府、一般的な国民代表機関（具体的には、国民議会（下院）、州議会など）若しくは欧州議会の構成員又は政党職員（以下「大臣・議員等」）との兼職が禁止されていた（連邦憲法³第 147 条第 4 項）。また、憲法裁判所の長官及び副長官については、既に「クーリングオフ期間」があり、直近 5 年間に、大臣・議員等の職にあった者は、長官又は副長官に任命され得ないことになっていた（同条第 5 項）。

(2) 憲法改正案の提出と審議

2024 年 6 月、与党会派（国民党及び緑の党⁴）の議員から憲法裁判所の長官及び副長官以外の構成員の「クーリングオフ期間」設定に関する憲法改正のほか、同裁判所及び最高行政裁判所⁵に関連する憲法改正並びに関連する法律等の改正に関する法律案が国民議会に提出された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 3 月 11 日である。

¹ Bundeskanzleramt, Hrsg., *Aus Verantwortung für Österreich: Regierungsprogramm 2020-2024*, Wien: Bundeskanzleramt, 2020, S.10-11. <<https://www.bundeskanzleramt.gv.at/dam/jcr:7b9e6755-2115-440c-b2ec-cbf64a931aa8/RegProgramm-lang.pdf>>

² 補欠裁判官とは、裁判官の職務遂行不能の場合に当該裁判官の代わりに補充される裁判官のことである。

³ Bundes-Verfassungsgesetz – B-VG, BGBl. Nr. 1/1930

⁴ 2024 年 6 月時点の与党である。同年 9 月の国民議会選挙の後、長期間の政党間交渉を経て、2025 年 2 月末、国民党、社会民主党及び NEOS の 3 党が連立政権の樹立について合意した。

⁵ 最高行政裁判所（Verwaltungsgerichtshof）は、連邦行政に関する訴訟を管轄する連邦行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）及び州行政に関する訴訟を管轄する州の行政裁判所の裁判に対する上訴を管轄する。

この法律案は、2024 年 7 月 3 日に全会一致で可決され、同月 10 日、連邦参議院（上院）において、この国民議会の議決に異議を申し立てないことが全会一致で決定された⁶。成立した法律案は、同月 18 日に公布され、その翌日に施行された⁷。この法律に含まれる憲法及び法律の改正に直接的な相互の関連性はないが、その全体について主な改正点を以下解説する。

2 改正の主な内容

(1) 連邦憲法の改正

(i) 「クーリングオフ期間」の設定

直近 3 年間に、大臣・議員等の職にあった者は、憲法裁判所の長官及び副長官以外の裁判官及び補欠裁判官に任命され得ないという規定が追加された（第 147 条第 5 項）。

(ii) 最高行政裁判所及び憲法裁判所の長官の権限

最高行政裁判所及び憲法裁判所に関する国民議会における予算審議にこれらの裁判所の長官が参加し、意見を述べる権利が認められることになった（第 134 条第 9 項、第 147 条第 9 項）。また、最高行政裁判所及び憲法裁判所の長官が他の諸機関の職員の任命手続に関与する権限を連邦法律で定めることができるという規定が追加された（第 134 条第 10 項、第 147 条第 10 項）⁸。

(2) 連邦法律公報法の改正

2019 年 1 月及び 2024 年 2 月の連邦憲法の改正により、連邦が運営する法令データベースである法令情報システム（RIS）に、連邦法、州法のほか、自治体（Gemeinde）の法令又は州若しくは自治体の行政機関によるその他の公示事項等も収録することができるとなった。このような RIS の収録データ範囲の変更について、対応する法律レベルでの法改正が行われていなかったため、RIS の任務に関する規定などについて連邦法律公報法⁹が改正された。その際、2019 年の法改正によりデジタル化・経済立地大臣に変更された RIS の運営主体を再び連邦首相とする改正も行われた（第 6 条）。

(3) 最高行政裁判所法の改正

最高行政裁判所の紙媒体文書の電子化の際に遵守すべき条件など、文書管理の電子化のための過去の最高行政裁判所法¹⁰の改正の際に規定が不十分であった点を明確にした（第 18 条等）。

(4) 憲法裁判所法の改正

憲法裁判所法¹¹に規定がなかった憲法補助員（verfassungsrechtliche Mitarbeiter/-innen. 憲法裁判所裁判官の職務遂行の補助スタッフ）を法律上明記し、その資格（大学における法学の履修）や育児休業等の際の休職期間分の雇用期間の延長の保障なども明記した（第 13a 条）。

⁶ 憲法の一部改正は、国民議会における投票の 3 分の 2 以上の多数により可決され、連邦参議院が異議を申し立てなかった場合に認証し、公布することができる。ただし、州の立法及び執行における権限を制限する憲法改正の場合は、連邦参議院における投票の 3 分の 2 以上の賛成も必要とされる（連邦憲法第 44 条）。

⁷ Änderung des Bundes-Verfassungsgesetzes, des Bundesgesetzblattgesetzes, des Verwaltungsgerichtshofgesetzes 1985 sowie des Verfassungsgerichtshofgesetzes 1953, BGBl. I Nr. 88/2024

⁸ 既に連邦財政裁判所法（Bundesfinanzgerichtsgesetz – BFGG, BGBl. I Nr. 14/2013）、治安警察法（Sicherheitspolizeigesetz – SPG, BGBl. Nr. 566/1991 idF BGBl. Nr. 662/1992）等で、最高行政裁判所及び憲法裁判所の長官が他の諸機関の職員の任命手続に関与する権限が規定されている。例えば、連邦財政裁判所法第 5 条第 5 項は、同裁判所の長官及び副長官の候補者の選定（任命は連邦大統領が行う。）の際の公聴会を行う委員会の構成員として、憲法裁判所及び最高行政裁判所の長官を指定している。今回の改正の目的は、こうした法律の規定について憲法上の根拠を明確にすることにあった。4099/A XXVII. GP, S.5.

⁹ Bundesgesetzblattgesetz – BGBlG, BGBl. I Nr. 100/2003

¹⁰ Verwaltungsgerichtshofgesetz 1985 – VwGG, BGBl. Nr. 10/1985

¹¹ Verfassungsgerichtshofgesetz 1953 – VfGG, BGBl. Nr. 85/1953